

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 ハクセル 美穂子

- 1 日時
令和元年12月6日（金曜日）
午前10時開会、午後2時9分散会
（うち休憩 午前11時51分～午後1時4分）
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
ハクセル美穂子委員長、菅野ひろのり副委員長、高橋はじめ委員、軽石義則委員、川村伸浩委員、高橋こうすけ委員、高橋但馬委員、佐々木朋和委員、工藤勝子委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
鈴木担当書記、千葉担当書記、松本併任書記、吉原併任書記、本間併任書記、高橋併任書記
- 6 説明のため出席した者
 - (1) 労働委員会
井上労働委員会事務局長、蛇口参事兼審査調整課総括課長
 - (2) 商工労働観光部
戸舘商工労働観光部長、小畑副部長兼商工企画室長、高橋参事兼産業経済交流課総括課長、浅沼参事兼観光課総括課長、菊池定住促進・雇用労働室長、瀬川ものづくり自動車産業振興室長、似内商工企画室企画課長、関口経営支援課総括課長、竹花産業経済交流課地域産業課長、西野定住促進・雇用労働室雇用推進課長、金野定住促進・雇用労働室労働課長、十良澤ものづくり自動車産業振興室ものづくり産業振興課長、小野ものづくり自動車産業振興室自動車産業振興課長、熊谷ものづくり自動車産業振興室産業集積推進課長
 - (2) 県土整備部
八重樫県土整備部長、中平技監兼河川港湾担当技監、多田副部長兼県土整備企画室長、田中道路都市担当技監、伊藤技術参事兼建築住宅課総括課長、菊地県土整備企画室企画課長、佐々木県土整備企画室用地課長、高橋県土整備企画室空港管理課長、

大久保建設技術振興課総括課長、菊地建設技術振興課技術企画指導課長、
菅原道路建設課総括課長、和村道路環境課総括課長、幸野河川課総括課長、
佐々木河川課河川開発課長、菅原砂防災害課総括課長、
八重樫都市計画課総括課長、紺野都市計画課まちづくり課長、
水野下水環境課総括課長、小野寺建築住宅課住宅計画課長、
野里建築住宅課営繕課長、照井港湾課総括課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 労働委員会関係審査

(議案)

議案第1号 令和元年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第5款 労働費

第3項 労働委員会費

(2) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和元年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第4項 地域振興費中 商工労働観光部関係

第5款 労働費

第1項 労政費

第2項 職業訓練費

第7款 商工費

イ 議案第11号 職業能力開発校条例の一部を改正する条例

ウ 議案第12号 産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例

(3) 県土整備部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和元年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第8款 土木費

第11款 災害復旧費

第4項 土木施設災害復旧費

第2条第2表

イ 議案第14号 建築士法施行条例の一部を改正する条例

- ウ 議案第17号 一般国道340号（仮称）今泉大橋（下部工）（第2工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- エ 議案第18号 大船渡港跡浜地区海岸防潮堤ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- オ 議案第20号 盛川筋塩場地区河川災害復旧ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- カ 議案第21号 大船渡港清水地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

(4) その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

なお、本日は企業局関係の議案等の審査はございませんので、企業局職員に対する委員会への出席要求は行っておりませんが、企業局から岩手県企業局次期長期経営方針及び中期経営計画（素案）の策定について発言を求められております。このため県土整備部関係の審査終了後、企業局職員を入室させ発言を許したいと思っておりますので、あらかじめ御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により議案の審査を行います。

初めに、労働委員会関係の議案の審査を行います。

議案第1号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第4号）、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費のうち労働委員会関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**蛇口参事兼審査調整課総括課長** それでは、労働委員会関係の補正予算について御説明申し上げます。便宜お手元の予算に関する説明書により御説明いたしますので、予算に関する説明書の28ページをお開きいただければと存じます。

第5款労働費第3項労働委員会費第2目事務局費について、4万6,000円増額しようとするものでございます。補正の理由でございますが、人事委員会勧告による給与改訂に伴いまして事務局職員の給料等を増額しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって労働委員会関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**軽石義則委員** この際、一つ。相談も多くやられているようですけれども、今の労働環境の悪化等も含めて、労働委員会の現状についてどのように把握されているのかお聞きしたいと思います。

○**蛇口参事兼審査調整課総括課長** 労働委員会の現状についてでございます。最近では労働紛争等少なくなっておりまして、労働争議に係る不当労働行為については減少傾向にあるところでございます。

また、労働相談に関しましては、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の問題もございまして、最近では年間400件台と好調に推移しているところでございます。

ちなみに、平成30年度の状況についてお知らせいたしますと、不当労働行為については平成29年からの繰り越しが1件、いわゆる集団あっせん事件が2件、あと個別あっせん事件が1件でございます。不当労働行為事件については却下しておりまして、また集団あっせん事件は2件とも本年度に繰り越しまして、本年度において終結しております。また、個別あっせん事件については、あっせん成立、解決となっているところでございます。

ちなみに、本年度まだ年度の途中でございすけれども、不当労働行為は新たに申請されたものはございません。

また、労働者と使用者の争いである集団あっせん事件につきましては、先ほどの繰り越し2件に加えまして、新規が1件ございます。新規については打ち切り、終結となっているところでございます。また、個別あっせん事件につきましては、新たに2件申請がございまして、1件は和解による解決で終結、1件はまだ係争中となっております。また、労働相談件数でございすけれども、今年度は10月末時点で207件という状況になっているところでございます。

○**軽石義則委員** あっせん事件が出て和解、解決、継続もあるとのことですが、個人情報とは別にしても、具体的にどういう内容になっているのでしょうか。

○**蛇口参事兼審査調整課総括課長** あっせん事件につきましては多々ございますので、今年度の最新のものについてお話ししたいと思います。

まず、今年度出てまいりました集団あっせん事件につきましては、県南の事業所から賃上げにつきましてあっせんの申請がございまして、それで現地に赴きまして現地あっせんを実施したところでございます。しかしながら両者平行線で、歩み寄りが見られないこと

から打ち切りとなったところでございます。

個人のあっせん事件については2件ほど申請があったところでございます。継続中の1件につきましては、退職金（後刻「賞与」と訂正）をめぐる問題につきまして提訴があり、現在、係争中になっております。もう一件につきましても退職絡みでございまして、そちらは両者に折り合いがつかまして、和解成立となったところでございます。

○**軽石義則委員** 世の中の景気が大分下がってきたようなニュース等もあって、さらに働く側も、雇用する側もいろいろな課題を抱えて相談をしたいことも多く出てくるのではないかと思いますけれども、労働委員会の特徴として、労使ともにでございますけれども、和解制度をしっかりと整えていただけることで、これは県民に対するサービスでもあるので、そのことをしっかり進めていただいていることは、常に私も感謝をしているところでございます。

私も一般質問でハラスメント関係の質問をしておりますけれども、それらに関する相談等がありますでしょうか。

○**蛇口参事兼審査調整課総括課長** ハラスメントについてでございます。ハラスメントにつきましては、パワーハラスメント、嫌がらせ等につきまして、結構相談が出てきておりまして、平成30年度ですと65件となっているところでございます。全体に占める割合が13%ぐらいで、10件に1件以上はハラスメント関係の相談で、それにつきましては、事案によって適切に処理しているところでございます。悪質なものにつきましては弁護士を紹介するような案件もございますし、あと労働基準法等、法令に関する場合は労働局等に連絡をとって対処するような場合もございます。

○**軽石義則委員** 悪質クレームに対する職場環境の悪化が国会でも議論されている状況にあります。いろいろな消費者行動を含めて、県でも取り組んでいただいておりますが、問題発生時に相談に来ていいのだと、労働委員会もそういう相談に乗ってくれることを県民にアピールしていくことが大事だと思いますので、それらについても引き続き取り組んでいただくことをお願いして終わります。

○**蛇口参事兼審査調整課総括課長** 先ほどの個別あっせんの継続中案件ですけれども、退職金とのことでお話ししましたけれども、賞与の間違いでございましたので、済みません、訂正させていただきます。

○**ハクセル美穂子委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** なければ、これをもって労働委員会関係の審査を終わります。労働委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。

議案第1号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費第4項地域振興費のうち商工労働観光部関係、第5款労働費のうち商工労働観光部関係、第7款商工費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小畑副部長兼商工企画室長 議案第1号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第4号）のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の3ページをお開き願います。当部関係の歳出予算につきましては、第2款総務費、第4項地域振興費の529万2,000円の増額のうち7万1,000円の増額、4ページにまいりまして、第5款労働費の55万1,000円の増額のうち第3項労働委員会費を除いた50万5,000円の増額、第7款商工費201万2,000円の増額、合わせて258万8,000円の増額補正であります。

補正の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。

それでは、11ページをお開き願います、予算に関する説明書の11ページでございます。金額の読み上げは省略させていただきますので、御了承願います。第2款総務費、第4項地域振興費、第1目地域振興総務費の説明欄、商工労働観光部の管理運営費は職員給与費にかかる所要額を補正しようとするものであります。

次に、26ページをお開き願います。第5款労働費、第1項労政費、第1目労政総務費の管理運営費は職員給与費に係る所要額を補正しようとするものであります。

27ページにまいりまして、第2項職業訓練費、第1目職業訓練総務費の職業能力開発指導監督費及び第2目職業訓練校費の管理運営費は、こちらにつきましてもいずれも職員給与費に係る所要額を補正しようとするものであります。

次に、少し飛びまして36ページをお開き願います。第7款商工費、第1項商工業費、第1目商工業総務費の管理運営費は、職員給与費に係る所要額を補正しようとするものであります。

37ページにまいりまして、第2項観光費、第1目観光総務費の管理運営費は、こちらにつきましても職員給与費に係る所要額を補正しようとするものであります。

以上で補正予算議案についての説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第11号職業能力開発校条例の一部を改正する条例及び議案第12号産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例、以上2件の議案は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**金野労働課長** 議案第11号職業能力開発校条例の一部を改正する条例及び議案第12号産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例につきまして、いずれも令和元年台風第19号の被災者の方に係る入校、入学検定料等に関する免除に関する改正でございますので、一括して御説明させていただきます。

議案（その2）の58ページ、それから59ページをお開き願います。なお、説明に当たりますには便宜お手元に配付しております議案第11号職業能力開発校条例の一部を改正する条例案の概要及び議案第12号産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例案の概要により説明をさせていただきます。

まず、1の改正の趣旨についてであります。令和元年台風第19号により甚大な被害を受けたと認められる方に係る入校検定料または入学検定料、入校料または入学科及び寄宿舎料の免除について定めようとするものでございます。

次に、2の条例案の内容についてであります。資料箱書きの部分になりますが、災害によって被害を受けた場合の授業料につきましては、既に各条例の本則の規定により免除が可能となっております。また入校検定料につきましては、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波、及び平成28年台風第10号により甚大な被害を受けた場合には、各条例の附則の規定により免除を行っているところでございます。今般の台風第19号により甚大な被害を受けたと認められる方につきましても、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波、及び平成28年台風第10号と同様に、入校検定料について免除しようとするものでございます。

3の施行期日等についてでございますが、これらの条例は公布の日から施行しようとするものでございますが、あわせまして今般の台風第19号に伴う災害に係る災害救助法の適用日でございます本年10月12日以後に納付された入校、入学検定料または同月以後の月分の寄宿舎料について適用するとともに、納付済みの入校検定料が後ほど免除になった際には、これを還付するために必要な経過措置を講ずるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**軽石義則委員** 条例改正によって対象となるような方は、これまでどれぐらいいたのか、これからどれぐらい想定されているのかお示し願いたいと思います。

○**金野労働課長** 発災後ですが、各校におきまして在校生ですとか、その家族に係る被害状況について聞き取りを行っております。現時点で被害を受けたと報告は入っていないところでございますので、在学生について免除の対象となる方はまだ出てきていない状況でございます。ただ来年度の入学手続きが進んでいるところでございますので、その方々が後ほど調べたところ被災していれば、この10月12日にさかのぼって免除等の対象になって

くるものでございますので、実際の対象については今後出てくる可能性があるところがございます。

○**軽石義則委員** これから想定もされ、現段階ではわからないのですね。寄宿舎もそれぞれ各校にあるわけですけれども、定員はどのぐらいでどんな規模になっているのでしょうか。

○**金野労働課長** 県立産業技術短期大学の寄宿舎の概要でございますが、本校につきましては69人の定員、それから水沢校につきましては40人の定員、それから高等技術専門校でございますが、千厩校におきましては23人、宮古校におきましては18人、二戸校につきましては40人、寄宿舎の定員につきましては計190人となっているところでございます。

○**軽石義則委員** 190人中、今はどのぐらいの方が利用しているのでしょうか。

○**金野労働課長** 寄宿舎の利用状況でございます。県立産業技術短期大学本校におきましては46人が利用しておりまして、3分の2程度の入寮率になっております。水沢校につきましては29人で7割ぐらいの入寮率、それから各高等技術専門校ですが、千厩校につきましては10人で4割程度、それから宮古校については6人で3分の1程度、二戸校につきましては21人で大体半分程度で、全体ですと6割ぐらいの利用状況となっております。

○**軽石義則委員** 6割程度の利用ですね。先日二戸高等看護学院に行ってきたのですけれども、寮がぎりぎり足りていない話もあったりして、県で運営している寮や寄宿舎であれば別のものを運用できるのではないかと考えましたが、それらのことについては、どのような扱いになっているのでしょうか。

○**金野労働課長** 各校の寮の空室につきましては、今のところ空室の状態のままになっておりまして、例えば、御紹介がございました高等看護学院など、県の他の教育関係機関の学生に使っていただいている状況には現時点ではなっていないところでです。

○**軽石義則委員** せっかくあるものを活用しなければ、建物ですので、傷むこともあると思いますし、活用することによって、いろいろな面で県の人材確保につながっていく役割を果たしていくとも考えられるし、教育委員会でも必要などころがもしかしてあるかもしれませんし、部局を越えて運営していく活用方法はこれから検討できるものでしょうか。

○**金野労働課長** 施設の有効活用の観点でございます。現在、高等技術専門校の施設、建物等は特に老朽化が大分進んでいるところもございまして、学生はすごく大事に使ってかれて、建物の中はすごくきれいです。

非常に大切に使ってくれている施設でもございますので、御指摘のことが可能であればとは思っておりますが、いずれ部局をまたぐ話でもございますし、あと施設管理の観点もございまして、庁舎管理を所管しております総務部ですとか、関係部局との協議等での可能性があるかどうかは研究してまいりたいと考えております。

○**軽石義則委員** それぞれ地場の中小企業の皆さんも教育研修等をしたくても、経費の問題で進めないとの声も聞こえておりますので、県としてそういう施設を活用して、泊まりながら研修や資格取得ができれば、さらに雇用の拡大なり、県外流出の歯どめになる施策

の一つになるのではとの思いもありますので、ぜひ検討していただければと思います。

○佐々木朋和委員 済みません、ちょっとわからないので、確認をさせていただきたいと思えますけれども、甚大な被害を受けたと認められる者とは、どの程度の被災を想定しているのですか。

○金野労働課長 平成23年の東日本大震災津波ですとか、平成28年台風第10号の場合につきましては、市町村長が発行いたします罹災証明、こちらの確認をもって免除対象の判断をしているところがございますので、今般の台風第19号につきましても同様の手続を想定しております。

○佐々木朋和委員 罹災証明とは、床上浸水であれ床下浸水であれ、免除の対象になるのですか。

○金野労働課長 住居の全壊または半壊ですとか住居の流出、それから学資を負担して下さっている親とか御家族の世帯収入の著しい減少、こういったことをもとにこれまで免除の判断をしてきておりますので、今回も引き続きそういった対応で考えております。

○佐々木朋和委員 了解しました。大規模でなくても、半壊でも可能性があるとのことですね。

あと入校料、寄宿舎料、授業料等、これらの免除は、聞き逃していたら済みません、財源は県単独なのですか、国から来ているのですか。

○金野労働課長 東日本大震災津波のときは国から交付金で措置されております。平成28年台風第10号の際もそのように記憶しております。今回につきましても、国からの交付金を想定しております。

○佐々木朋和委員 今回は条例の改正で対応しているわけですがけれども、これから頻発する被害が出てくる可能性があるといったときに、その災害、災害に応じて、こうやって何々被害、何々被害、何々被害と連ねて条例をつくっていくことになるのでしょうか。今回県ではこの免除を決めたときに、災害の規模であるとか、何か基準を持ってやっているのですか。

○金野労働課長 県立農業大学校ですとか、県立高等看護学院とも連動してくるのですが、今回の免除の判断は、これまで免除しております東日本大震災津波とか、平成28年台風第10号のように住家、建物が滅失するような大規模な災害かどうかでございます。

入校料、検定料等につきましては、今附則で個別の災害を列記いたしまして、その都度判断させていただいているところがございます。

また授業料につきましては、冒頭御説明させていただきましたとおり、経済的事情によって納付が困難という場合につきましては、本則でも免除できる形になっております。

いずれ入校料、検定料等の一時的にかかる金額ですので、引き続き災害の規模等を勘案して個別に判断してまいりたいと現時点では考えております。

○佐々木朋和委員 第11条によって、授業料については納付が困難と認められる者は、自動的にというか、免除ができることになっているのでありますけれども、これからこうい

った大規模災害が起きるリスクが高まっている中にあるのは、まさに条例で根本的なところで、入校料であるとか寄宿舎料の免除が最初から免除になっていれば、県民の皆さんに安心を与えると思うのですけれども、こういった部分について一歩踏み出していくようなお考えはあるのかなのか、今後検討状況に入っていくのかどうか、部長にお聞きしたいと思います。

○戸館商工労働観光部長 授業料とこういう入学検定料などの一時的な費用との取り扱いの違いだと思いますけれども、いずれにしてもきちんと条例を根拠にして免除するかどうか決めますし、今回の台風第19号災害についてはこれまで東日本大震災津波ですとか、平成28年の岩泉町を中心とした台風第10号災害と並ぶような大規模な被害とのことで、今回条例に盛り込むものであります。授業料は、継続的に入校されている方の負担を軽減すること、これは本則に盛り込んでいるわけですけれども、入学検定料等については一時的な費用で、これから入る方に対する費用でもありますので、その都度検討していくものでございます。

○佐々木朋和委員 今部長は一時的とおっしゃいましたけれども、寄宿舎料は一時的ではなくて継続的な費用だと思うのですけれども、いかがですか。

○戸館商工労働観光部長 寄宿舎料についてはおっしゃるとおりであろうかと思っておりますけれども、本質的に負担をしなければならないものと、あるいは入校される方のある程度の意味に基づいて支払うべきものと区別をして取り扱っているものでございます。

○ハクセル美穂子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、商工労働観光部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、県土整備部関係の審査を行います。

議案第1号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第4号）、第1条第2項第1表歳入歳出

予算補正中、歳出第8款土木費、第11款災害復旧費、第4項土木施設災害復旧費、第2条第2表繰越明許費を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○多田副部長兼県土整備企画室長 議案第1号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第4号）中、県土整備部関係の予算について御説明を申し上げます。議案（その1）の5ページをお開き願います。

当部関係の補正予算は、給与費の補正及び繰越明許費の2点でございます。まず、給与費の補正についてであります。5ページの上段、第8款土木費は1億1,326万1,000円の増。

6ページをお開き願いまして、第11款災害復旧費、第4項土木施設災害復旧費は58万6,000円の増、これらを合わせて1億1,384万7,000円の増であります。これは、県人事委員会勧告を踏まえた一般職の給料月額改定等に伴う補正のほか、復旧事業の実施など年間業務量の増加に伴う超過勤務手当の所要額を増額しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明を申し上げます。7ページをごらんください。第2表繰越明許費中、第8款土木費、第2項道路橋梁費の道路環境改善事業から第3項河川海岸費の砂防調査までの7事業、11億2,007万2,000円につきまして、翌年度に繰り越して使用しようとするものでございます。なお、繰越明許費につきましては、計画調整や関係機関との協議等に不測の日数を要し、今後の入札発注において適正な日数を確保し、速やかに着手する必要があることから今回補正予算に定めようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第14号建築士法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤技術参事兼建築住宅課総括課長 議案（その2）の63ページをお開き願います。議案第14号建築士法施行条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております議案説明資料により説明をさせていただきます。恐れ入りますが、お手元の議案説明資料の1ページをお開き願います。

1、改正の趣旨についてでございますが、二級建築士及び木造建築士の登録手数料等の額を増額しようとするものでございます。点線箱の中でございますが、地方公共団体が徴収する手数料のうち、全国的に統一して定めることが特に必要と認められる事務に係るものについては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令、いわゆる標準政令で定める金額の手数を徴収することを標準として、条例で手数料の額を定めなければならないこととされております。

今般、建築士法の一部が改正され、実務経験を審査する事務の一部が試験事務を行う者から登録事務を行う者に移管されるとともに、審査手続が厳格化されたことに伴い、標準政令に定める金額のうち、建築士の登録、受験に係る標準手数料の額が改定されたことから、標準政令の改定額と同額に増額しようとするものでございます。

2、条例案の内容についてですが、二級建築士又は木造建築士の登録手数料を表にございますとおり1万9,300円から2万4,400円に、受験手数料を1万7,900円から1万8,500円にそれぞれ増額するものでございます。

3、施行期日等については、この条例は政令施行期日と同じ令和2年3月1日から施行することとしております。なお、所要の経過措置を講じることとしております。以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**高橋はじめ委員** もう少し詳しく説明いただければと思ったのですが、この実務経験を審査する事務の一部とはどういうものが一つ。

それから、試験事務を行う者から登録事務を行う者に移管するとのことですが、これは具体的なイメージがわからないのですけれども、どういうところからどういうところに移管するのか。

それから、審査手続が厳格化されたとはどんな形に変わったのか。

それから、登録手数料が5,100円アップしたとのことで、何となく額が大きいと思っております。この金額になった背景をおわかりであればあわせてお伺いしたいと思います。

○**伊藤技術参事兼建築住宅課総括課長** まず機関についてですが、試験登録機関、これは全国共通の試験機関で、国で指定している機関（後刻「知事が指定する者」と訂正）となっております。それから、登録の機関につきましては、二級建築士の場合は県が指定した登録機関で、現在は一般社団法人岩手県建築士会がこの事務を行っているところです。

それから、厳格化の内容についてですが、対象事務の拡大とあわせて、受験資格としまして、学歴のほかに実務経験の申告に係る第三者の証明が必要となっております。実務経験を実際に積まれた第三者の証明について、建築士事務所での実務の場合は、原則として建築士事務所の管理建築士または所属建築士に行ってください、建築士事務所以外での実務経験の場合は、原則としてその団体の法人からいただくこととなります。その証明内容についての詳細な審査が行われることで、厳格化されたとなります。

それから、額ですけれども、こちらは地方自治法第228条第1項にある手数料に関する事

項については条例でこれを定めなければならないとなっておりますけれども、手数料は全国的に統一して定めることが特に必要とされるものにつきまして、先ほど御説明しましたが、政令で定められています。これについて手数料を徴収する場合は、当該事務に係る事務のうち政令で定めるものにつきまして、政令で定める金額を条例で定めなければならないことになっておりまして、額はこの政令に基づいた額とのことで、積算内容につきましては政令で定められた中身になっておりますので、適正な額だと考えております。

○高橋はじめ委員 わかりました。ありがとうございました。岩手県の二級建築士は毎年どのくらい受験されるものかというのが一つ。それから違法建築というか、資格がないのに建物を建てている事件が少しある感じがするのですけれども、本当に資格を持った人が設計をして施工されているのかどうか、その辺はどうなっているのでしょうか。

○伊藤技術参事兼建築住宅課総括課長 まず、受験状況についてでございますが、二級建築士の場合、平成30年度、昨年度ですけれども、学科の受験者数は197名でございます。このうち合格された方が77名で39.1%、全国の学科の合格率が37.7%ですので、若干高い数値になっております。なお、学科合格者は、その後製図の試験がございます。この製図の試験は、同じく平成30年度、二級の場合は111名の方が受験しております。そのうち61名が合格で、合格率は55%、こちらも全国は54.9%で若干岩手県が高い数値になっております。学科試験、それから製図の試験、両方とも合格された方が25.4%となっております。

木造試験につきましては、平成30年度は学科の受験者数がお一人で、合格者数はございませんでした。したがって、製図の受験者数が1人ございましたけれども、合格者はいらっしゃらない状況でございます。

それから無資格者の建築指導、違反の状況の把握なのですけれども、建築確認の申請をする際に設計者欄に記載することになっております。この建築士の一級、二級、それから木造に関しましては、建築士のデータベース化がされておまして、そのデータ内容で確認することになりますけれども、委員から御案内がありましたように、最近無資格者での違反等がございましたので、建築確認申請を受け付ける段階で、そういったところを特に注意しながら、無資格者での業務が行われないように十分注意している状況でございます。

○ハクセル美穂子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに

決定いたしました。

次に、議案第17号一般国道340号（仮称）今泉大橋（下部工）（第2工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○菅原道路建設課総括課長 議案（その2）の82ページをお開き願います。議案第17号一般国道340号（仮称）今泉大橋（下部工）（第2工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案説明資料の2ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。工事概要は、復興支援道路に位置づけ整備を進めている一般国道340号において（仮称）今泉大橋の下部工を新設する工事であります。変更契約の理由及びその内容ですが、当初契約に係る議決後の主な設計変更である第4回変更の内容④と第6回変更の内容⑧について、3ページの資料により説明をさせていただきます。

3ページの下段の図をごらんください。まず、第4回変更については、橋脚の基礎工事において、当初設計と比べ硬質な地盤が確認されたことから、場所打ち杭の施工費を増額したものであります。次に、今回の第6回変更については、河川内の仮締め切りの作業において施工地盤内の堅固な転石により、鋼矢板の打ち込みが困難となったことから、打ち込み工法を転石があっても施工可能な工法に変更するものです。

2ページにお戻りください。契約額ですが、平成29年12月11日に議決いただいた当初契約金額6億7,230万円に対し、今回の変更により1億9,123万7,900円、28.4%の増額となり、変更後の契約金額は8億6,353万7,900円となるものでございます。請負者は株式会社平野組であります。工期は、現在の令和2年3月25日に変更ございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第18号大船渡港跡浜地区海岸防潮堤ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○幸野河川課総括課長 議案説明に入る前に、議案第18号と議案第20号が隣接しているた

め位置関係について御説明申し上げます。

議案説明資料の5ページをお開き願います。上段の図をごらん願います。緑の線が議案第18号、オレンジの線が議案第20号による施工範囲、赤い点線が津波防護ラインを示しております。当初は津波襲来時に県道や市道が浸水する計画としていましたが、地元との調整を踏まえ、下段の図のように、防潮堤の法線を見直すものでございます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。議案（その2）の83ページをお開き願います。議案第18号大船渡港跡浜地区海岸防潮堤ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の4ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した跡浜地区海岸において、津波対策のため防潮堤及び水門を新設する工事でございます。

設計変更の理由及びその内容は、前回議決後の主な設計変更である第5回変更の内容について、7ページの資料により説明させていただきます。上段⑦の図をごらん願います。地元との調整を踏まえ、当初計画では津波で守られなかった県道を守ることができるように再検討した結果、防御する県道の区間に直立式の防潮堤を設置するものです。次に、下段⑧の図をごらん願います。詳細な地質調査の結果、当初の想定よりも浅い位置から堅固な岩盤が確認され、基礎杭の打設に係る施工効率が低下することから、打設費用が増嵩するものでございます。以上の理由により変更契約金額が増額となるものでございます。

4ページにお戻り願います。契約金額ですが、平成31年2月28日に議決いただいた第4回変更の金額48億6,813万9,960円に対し、今回の変更により12億9,071万8,000円、26.5%の増額となり、変更後の契約金額は61億5,885万7,960円となるものでございます。請負者は株式会社竹中土木、工期は現在の令和3年3月15日で変更ございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**高橋はじめ委員** 地元との調整のところでも1点伺います。

5ページの図で、赤色の津波防護ラインですか、見直し計画は非常によいと思うのですが、なぜ当初からこうならなかったのか、なぜ最初はこんな形になったのかと変更に至る地元との協議ですか、そういった経過をあわせてお伺いしたい。

○**幸野河川課総括課長** 当初計画の図におきましては、黄色で丸をつけている部分ですが、海側に大規模な工場がございます。この工場用地について、当初は協力がなかなか見込めない、譲っていただけないというのがございまして、やむなく当初計画の図のとおり津波防護ラインを設置する計画で契約したところでございます。

しかしながら、地域住民からここの県道は一定の津波があった場合でも通行できるようにしてほしいと強い要望がございまして、工場にもその地元住民の意向を理解していただきまして、用地に御協力いただける見通しが立ち、先ごろ契約まで至ったものでございます。これによりまして下段の見直し計画図のとおり、防潮堤を設置できることとなり、今

回、変更契約を提案させていただいたところでございます。

○高橋はじめ委員 大船渡にある有力企業でありまして、その経緯は大体理解するところ
です。ここに防潮堤ができると、返し波といったもので企業側も大きな被害になる可能性
もあるのですけれども、その辺は企業と話し合いは問題なく進んだのか。あと企業の防災
対策なんかやっていると思うのですけれども、その支援とかいったものがあるのかないの
か、あわせてお伺いします。

○幸野河川課総括課長 当該企業の敷地は、この津波防護ラインの海側にあるので、津波
からは守られない施設となりますが、この施設は海からの輸送が必要とのことで、そこに
防護ラインをつくることはちょっと困難で、これは理解していただいていることござい
ます。このことによって何か支援があるかについては、特にございません。

○高橋はじめ委員 企業からも何も要望がなかったのかどうかわかりませんが、い
ずれ東日本大震災津波以降、さまざまな災害廃棄物処理をしていただいている大変ありが
たい企業でありますので、そういう企業の理解も得たことは非常にまたこれも大変ありが
たいことでありますし、そういう意味では企業が取り組むいろいろな防災についても少し
今後も耳を傾けていただければと思います。

○軽石義則委員 工場が隣接する県道の防潮堤で、見直し計画では工場周辺に沿って津波
防護ラインができているのですけれども、この図だけ見て現地は見えていないので、判断も
できないのですが、図からいくと県道が浸水する黄色い部分に新しく防潮堤をつくるので
あれば、前に契約した部分以外に新しく契約することによって、効率的に予算運用できた
のではないかと思います。当初の契約金額からするとかなり大きな契約金額に変更になっ
ているわけで、条件が変われば当初の入札も変わるのは想定されたと思うのですが、それ
はどのように検討されたのでしょうか。

○幸野河川課総括課長 委員がおっしゃるとおり、当初計画と見直し計画では防潮堤をつ
くる位置と、守る位置が変わってくるのでございますが、この現場は見てのとおり、工場
と山に挟まれた非常に狭いエリアでの施工となります。ここにまた新たな工事業者が入る
ことになると現場が錯綜して、それによって施工効率が落ちることになりますので、これ
は同じ工事業者が引き続き施工したほうが効率的であると判断いたしまして、変更増で変
更契約したところでございます。

○軽石義則委員 施工効率が落ちると言葉では簡単ですけれども、具体的に数字でどのく
らい落ちるのか示せるのでしょうか。

○幸野河川課総括課長 なかなか数字ではお示しできないところではありますが、やはり今
でも二つの工区が隣接していて、そこにもう一社入るとなると、出合い丁場になり、資材
の搬入であったり、土砂の搬入出であったり、複数の業者が入り乱れることになります。
そういうこともあって、第三者の企業がここに入るのは効率的ではないと判断するもので
ございます。

○軽石義則委員 そういう理由で、今回提案になっているのだと思うのですけれども、こ

の図面だけで議論するのも恐縮ですけれども、そうだとすると新しく工法を変える部分についてはまた入札してやれば、さらに効率的に、同じところがとれる可能性もあるわけですよ、そういう条件だとすればですよ、そういう考え方はないのでしょうか。

○八重樫県土整備部長 ちょっと補足させていただきます。実は、次の議案で説明させていただくのですが、この緑色で示したところとオレンジ色で示したところは、実は同じ業者が受注しています。このエリア一帯は、実は二つの工事を1社でやってもらっている状況であります。効率については、河川課総括課長が御説明したとおりで、上の図でオレンジ色の上の線が最初に想定する延長なのですが、下の図になるとその分が右側のオレンジ色で示した工事部分の延長となります。当初の施工者が受注した内容を変えるときは、もちろんこちらから協議を差し上げなければならないルールになっていまして、いやいや、もともとそのくらいの工事量を見込んで受注していたとなりますと、業者の意向もちゃんと聞かなければならないとのことで、そこはちゃんとこの社に持たせてくれるのですよねと当然ながら設計変更の要因になってまいります。

効率のことを考えても、他社が入って、これらの工事の真ん中に挟まれて車が入れなかったりとか、そういったことが発生する可能性もあるのでどうかと思われまして、いずれ、延長部分の工事を他社に変えて施工する場合は、当初の工事業者に応諾をいただいてから、工事に取り組むことになっていることも補足させていただきたいと思います。

○軽石義則委員 最初に詳しい説明があれば聞くこともなかったのですが、そういうことであれば工事の効率性などの側面をしっかりと見て行ったのですよね。ただ、元請は違っても現場で働くところは同じになってくることも可能性としてはあります。そうすると現地、現場の効率性は保たれるのではないかと少し考えると、ここの部分だけ切り出しで一緒につなぐ仕事をあえて変更してかなりの金額でとなると、何となく、はてなとなる場所が出てくると思います。地元も工事をやっていただくことは非常にいいことだと思っているでしょうし、本会議でも質疑されているようですけれども、そういうところまでしっかりと説明していただければいいのではと思います。工事の変更、変更と重なっていくとその意味合いがどこにあるかわからなくなってくる可能性もあるので、しっかりと説明していただければと思います。

○菅野ひろのり委員 私も少し関連してですけれども、住民との協議があつて、当初は企業の理解を得られず当初計画の図のとおりであったと。そして、住民からの新たな要望があつて見直し計画とのことですが、東日本大震災津波の状況を考えたときに、第一に住民の意向を考えて、今回の見直し計画どおりに線を引いたのではないかと勝手に想定したときに、住民からの要望と企業側の考えの変化は、協議の過程においてどう変わっていったのか、もう少し具体的にお聞かせいただきたいと思います。

○幸野河川課総括課長 委員がおっしゃったとおり、当初は県も見直し計画の図のラインによって道路が守られることが望ましいと考えたのですが、工場と工場の前は、県道と工場間のスペースが非常に狭く、工場もその土地を譲るのはなかなか難しいとのことで、

やむなく当初計画の図の形でスタートせざるを得なかったところでございます。

しかしながら、この図面の向かって右側の赤崎地区の住民は、この道路が浸水すると孤立するとのことで、非常に強い危機感を持って、市なり、企業に対して強い要望を出したような経緯でございます。それを受けて、企業側としてもやむなしの気持ちに傾き、市と企業と一緒にあって、県で見直しを行い、道路も守る計画にしてほしいとの要望を受けたものでございます。

具体的にはこの工事契約は平成27年12月でございましたが、住民の意向を受けて企業側の意思が変わったのは平成28年2月でございます。それ以降、この企業の前に防潮堤をつくることで計画の見直しを進めたわけでございますが、大規模な企業でございまして、その用地補償、また、設備工事の設備が極めて特殊でございまして、それらの補償金の算定に特に時間がかかりまして、この時期の設計変更になったものです。

○菅野ひろのり委員 補償金は、この見直し計画に移行するに当たって新たに算定したのですか。2週間前にちょうどこの場所を通りましたが、非常に狭く、また曲がりくねったところで、交通の面からも非常に難しいところだと思いました。さらに、その先にサッカー場があるロケーションで、非常に海から近くて危ないと思っていたところですが、例えば道路自体を変更することも検討しなかったのかどうか。一般的に考えて、工場と工場間に道路があること自体も複雑な地形だと思っていたので、その話はなかったのかどうか。

2点目ですが、別件で、見直し計画図の下のところ、盛川の河川部の右岸に津波防護ラインが引かれていると思いますが、これが当初計画の図ではないわけですよね、当初計画図だとこの盛川の右岸にはない。だけれども、見直し計画図には、新たに右岸にオレンジ色の防潮堤を表す線が引いてある。これがなぜ新たに引かれるようになったのか、防潮堤がつくられるようになったのか、この2点をお願いします。

○幸野河川課総括課長 まず、1点目の道路のルートの見直しを考えなかったのかどうかでございますが、いずれ県道の海側には工場があり、見たとおりの山側にも工場があります。これを回避した新たなルートはちょっと難しいとのことで、やはり県道を生かした津波防護ラインを設置するのが現実的で、これを選んだところでございます。

またもう一つ、盛川の右岸の防潮堤が当初計画にないことでございますが、申しわけございません、ここは当初からございまして、当初計画の図では白くなっていますけれども、これは赤の点線、津波防護ラインで、見直し前の図も、下の図と同じでございまして、これは資料の記載ミスでございます。申しわけございません。

○菅野ひろのり委員 見直し計画のとおり、当初から津波防護ラインが引いてあることでよろしいですか。わかりました。

戻りますけれども、請負金額の変更、事業費が非常に大きく、また当初は反対していた地元企業の気持ち、考えが変わって計画が変更になった。なかなか理解されにくいと思うときに、逆に詳細な御説明をさらにいただいたほうが地元住民の方あるいは企業の方のためにもなるのではないかと思いますので、引き続きこの計画の中でしっかりと進めていた

だきながら丁寧な説明も賜りたいと思います。

○ハクセル美穂子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第20号盛川筋塩場地区河川災害復旧ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○幸野河川課総括課長 議案（その2）の85ページをお開き願います。議案第20号盛川筋塩場地区河川災害復旧ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の8ページをお開き願います。工事名及び工事場所は、記載のとおりでございます。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した大船渡市赤崎町及び大船渡町地区において、津波対策のための防潮堤を復旧及び新設する工事でございます。設計変更の理由及びその内容は、当初議決後の主な設計変更である第3回変更、第4回変更、第5回変更、第6回変更の内容について、10ページ以降の資料により説明させていただきます。

10ページをお開き願います。上段の③の図をごらん願います。第3回変更においては、詳細な地質調査の結果、地盤改良工におけるセメント添加量について変更したものでございます。また、中段の④の図をごらん願います。擁壁工を場所打ちコンクリートから二次製品に変更したものでございます。また、下段の⑤の図をごらん願います。第4回変更においては、施工時に市道付替に伴い発生する汚染土壌が確認されたことから汚染土壌処理を追加したものでございます。

次に、11ページをお開き願います。上段の⑥の図をごらん願います。第5回変更においては、詳細設計の結果、防潮堤の仮設排水路を追加したものでございます。また、下段の⑦の図をごらん願います。第6回変更においては、防潮堤の法線及び施工区間の一部の防潮堤構造を変更するものでございます。

次に、12ページをお開き願います。上段の⑧の図をごらん願います。詳細な地質調査の結果、取付道路部に地盤改良が必要であると判明したことから、地盤改良工の範囲を変更するものでございます。以上の理由により変更契約金額が増額となるものでございます。

8ページにお戻り願います。契約金額ですが、平成27年7月8日に議決いただいた当初契約金額61億4,066万4,000円に対し、今回の変更により33億5,425万5,400円、54.6%の増額となり、変更後の契約金額は94億9,491万9,400円となるものでございます。請負者は株式会社竹中土木、工期は現在の令和3年3月15日に変更ございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋はじめ委員 ここは市道で、盛川にかかっている橋について問題ないのかと思うのですが、何か話がなかったのか、1点。

それから、汚染土の話がありましたが、汚染土とはどんなものなのかと。

それから、昨日の議案質疑の中でも生コンについて話があったのですが、その辺をもう少し詳しくお伺いしたいです。

○幸野河川課総括課長 市道の橋梁でございますが、これは今回の東日本大震災津波を受けまして、新たな橋の架けかえをいたします。これによって一定の津波については問題なく、橋の下を水が通って流れる構造になっております。

二つ目の汚染土壌でございますけれども、汚染のもとになっているのは鉛でございます。鉛が基準以上含まれていることから、しっかり処理しなければならず、汚染土壌を処理したものでございます。

それから、生コンについては、大船渡地区でさまざまな復旧工事が錯綜しておりまして、生コンの供給が十分行われないことでありまして、当初は現場打ち、生コンを使う計画でございましたが、生コンの供給不足を受けまして、二次製品に変更したところでございます。

○ハクセル美穂子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第21号大船渡港清水地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○幸野河川課総括課長 議案（その2）の86ページをお開き願います。議案第21号大船渡港清水地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御

説明申し上げます。議案説明資料の13ページをお開き願います。

工事名及び工事場所は記載のとおりでございます。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した清水地区海岸において、防潮堤及び水門を復旧する工事でございます。設計変更の理由及びその内容は、前回議決後の主な設計変更である第12回変更、第14回変更の内容について15ページ以降の資料について説明させていただきます。

15ページをお開き願います。上段⑰の図をごらん願います。第12回変更においては、詳細設計の結果、防潮堤と一体構造であった避難階段について、津波の影響を避けるため防潮堤と分離した構造に変更したものでございます。また、下段の⑱の図をごらん願います。詳細調査の結果、防潮堤海側の既設護岸と一体となり侵食を防止する矢板護岸を追加したものでございます。

次に、16ページをお開き願います。⑳の図を願います。第14回変更においては、3工区における詳細な地質調査及び詳細設計の結果、施工ヤードの確保が困難であることや、地中の転石等に対応する必要があることから、防潮堤の構造及び基礎杭打設工法を変更するものでございます。

次に、17ページをお開き願います。㉑の図をごらん願います。関係者調整による利用実態を踏まえ、陸閘構造を変更するものでございます。以上の理由により変更契約金額が増額となるものでございます。

13ページにお戻り願います。契約金額ですが、平成30年3月2日に議決いただいた第10回変更の金額51億7,154万3,280円に対し、今回の変更により20億1,967万8,780円、39.1%の増額となり、変更後の契約金額は71億9,122万2,060円となるものでございます。

14ページをお開き願います。請負者はりんかい日産建設株式会社、工期は現在の令和2年9月30日から令和3年3月15日に変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 記載の仕方の問題だと思うのですが、契約金額の備考の書き方なのですが、今回の変更では、変更後の増額だけを載せているのです。第7回変更では、当初から何%ふえたか載せているのです。途中から変更後の金額の増額を載せています。これは何かの金額であるのでこの表示をするのか、思惑があつてこの表示をしているのか、どうなのでしょう。

○幸野河川課総括課長 備考欄の書き方ではありますが、基本的には議決いただいた後からの増額の割合を記載しているところでございます。第20号については当初契約、当初議決からその後、議会に諮ったことがないので、当初契約金額からの変更の割合となっているものでございます。

○軽石義則委員 議会にかからなければ当初から、かかった場合はもう確認しているのだから、それはわかっていますよねという意味合いでしょうか。

ただ、表示方法がこのようだと迷うのです。39%かを見ると、当初から比較したらかな

りの倍率ですよね、計算すればわかるでしょうと言われればそれまでなのですが、執行部側の理屈はわかりますが、我々見る側はもうちょっとわかりやすく表示してもらえばいいと思うのですが、どうなのでしょう。

○多田副部長兼県土整備企画室長 委員御指摘のとおりだと思いますが、決してこれは何ら思惑があつてのことではなく、誤解がないようにしておきたいと思うのですけれども、あくまでもこれは条例等によりまして議会にかける案件は、一応5億円以上となつています。5億円を超えれば議会にかけなければならない。それがさらに変更になるわけですが、変更になった場合は一回議会にかけたのから2割を超えると、さらに議決を得なければならないというルールがあるものですから、そういった意味で、前回議決をいただいたところから何%ふえているかが一番のポイントでありますので、そのように記載しています。それが例えば変更がなければ、当初で5億円を超えてかけました。そこから何回か変更は加えますが、2割を超えるような変更になった場合に何%超えますと、それがたまたま当初からなのか、前回の変更からなのかとのことでの表記になっています。

そういった意味で、当初からと書いてあるものと、前回の議決からと書いてあるものがあり、おっしゃるような指摘もごもっともかとも感じますので、その記載方法については、今後執行部で検討してまいりたいと思います。

○軽石義則委員 詳しくお聞きすれば、ルールをしっかりと確認してから聞けばよかったですけれども、2割を超えなければ議会、いわゆる議案として出てこないのですね、総額がね。だとすると、私が聞いている範囲ですけれども、議会にかからない範囲でやりましょうねというようなちまたの話もあつたりして、それが積み重なつてきて、超えたからやっと議会に出てきたとなると、本当は変更が正しかったかどうかの審査ができないまま進む可能性もあるのではないかと。これは想定なので、そういうところもあるとすれば、その部分も含めて、わかりやすくもうちょっと説明してもらえばいいと思いますので、ぜひ検討して、わかりやすくお願いしたいと思います。

○ハクセル美穂子委員長 ほかに質疑はありませんか。

○高橋はじめ委員 この件については昨日も質疑がありましたけれども、その中で、当初は階段を防潮堤にくっつけているのを今度は独立させた感じで説明を聞いたのですけれども、変更理由を、強度を増すか何とか聞いた気もするのですが、もうちょっと詳しく聞きたいと思います。

それから、漁業者の乗り越えとか、その説明も若干ありましたけれども、漁業者がどんな形で利用しようとしているのかあわせてお伺いしたいと思います。

○幸野河川課総括課長 まず、階段の変更でございますが、資料の15ページに図がございます。当初は防潮堤に階段がくっついた形で一体的な構造としておりましたが、この構造ですと津波が来たときに、階段に津波の力が加わって、本来防潮堤が受ける力と違う方向の力が働くおそれがあるから、防潮堤への影響をなくすよう、下の図の鋼製構造で、防潮堤とは完全に切り離した形に変更したものでございます。

それから、二つ目の漁業者の利用でございますが、15ページの⑱の図のように、防潮堤の海側に一定のスペースを設けまして、ここで漁業者が海を利用する形になります。なので、過去には乗り越しによって海側に利用できるような形のものをつくりました。それ以前も陸閘を幾つもつける形で計画していましたが、陸閘が余り多くなると、陸閘を閉める手間も非常にかかることから、陸閘を集約して乗り越し道路に変更した過去の事例もございます。

○高橋はじめ委員 その乗り越しの部分とは、この階段の位置に近いところなのですか、何カ所ぐらいあるのですか、それが一つ。

それから、防潮堤の壁に階段がくっついていると、かえって強度があるような気がするのですけれども、直角に階段がつく形になっているのですか、この図ではよくわかりませんけれども。

○幸野河川課総括課長 乗り越し道路の位置でございますが、⑰の図に赤い丸が階段の位置としてあるのですけれども、乗越道路の位置は、右側の丸の二つ目と三つ目の間にございます。

それから、防潮堤の階段の強度の話でございますが、この階段の上段、変更前が防潮堤に階段がくっついた構造でございます。階段自体の強度は、鉄筋コンクリートであっても、鋼製であっても同じでございますが、先ほど説明したように、防潮堤に鉄筋コンクリートの階段がついておりますと、この階段に力が加わったときに、防潮堤まで、階段が受けた力が加わるので、防潮堤にとってよろしくない力が加わることから、階段と防潮堤は切り離すことに変更するものでございます。

○工藤勝子委員 今回、14回目の変更になるわけですが、東日本大震災津波にかかわってのいろいろな工事が変更、変更とずっと議会に出されてまいりました。例えばきょう提案されましたこの三つの議案の工事関係も、また次の15回変更とか発生するのでしょうか。例えば環境とか、地質の調査の関係だとか、汚染土壌が出てきたとか、債務負担行為の関係とか、いろいろいっぱい理由があるわけですが、まだこういう変更議案が出てくるのかお伺いしたいと思います。

○幸野河川課総括課長 今回御提案したこの三つの議案については現地の地質調査であったり、設計については完了しているもので、大きな変更は生じないと思っております。土木工事は現地と対峙しているもので、施工する中でさまざま変更は出てこようかと。それは細かい変更になろうかと思えますけれども、やはり現地を施工する中で、現地の状況を踏まえて、さまざまな要素から変更が出ないとは言えないことでもあります。

今後そういう現地の状況に応じまして適切に変更してまいりますが、議会にお諮りするような大きな変更はないと今のところは考えております。

○工藤勝子委員 今でも地質調査等が行われているわけでしょうか。

○幸野河川課総括課長 今回提案したこの三つの議案につきましては、現地の地質調査は完了しております。

○工藤勝子委員 議会にかからない小さな変更もあると思われるのですけれども、想定として、もう少し具体的に、どういう部分が変更になるのでしょうか。

○幸野河川課総括課長 我々が工事をする場合、現地の測量を20メートルごとに行った断面で設計しています。その20メートルの間には、現地は一定の変化があるだろうと想定しながら工事を進めます。それでも現地は、その20メートルの間にもいろいろ出入りがあり、地形も変化していますので、想定に対して若干変わってきまして、例えば掘削であったり、盛り土であったり、現地に対応をするために、様々な数量の変更は出てまいります。

それから、構造物に対してもカーブがありますと、内カーブ、外カーブがあり、若干延長が想定したより長くなったり短くなったりも生じます。そういうことが現地を施工する中で判明していった、その都度設計変更していくことになるものでございます。

○工藤勝子委員 非常に詳細な設計並びに工事の変更を行って、くい打ちなども細かに入るとか、このような工事をして、例えばこの前の東日本大震災津波は、1,000年に1度と言われるわけですけれども、どれくらいの津波に耐えられる構造物になっているものなのでしょうか。

○幸野河川課総括課長 今回沿岸各地で津波防潮堤とか水門がつくられているわけでございますけれども、これらの津波防護施設の高さについては、数十年から百数十年の頻度で起こり得る津波に対応する高さになっております。したがって例えば1,000年に1回とか、そういった津波に対しては防ぎ切れないこととなりますので、そういったまれに発生するような災害に対しては、やはり避難が重要で、これを津波防災対策としてあわせて進めていかなければならないと考えます。

○菅野ひろのり委員 私は大船渡町から赤崎町蛸ノ浦地区とか、三陸町綾里地区までぐるっと防潮堤を確認してまいったのですが、先ほど言っていた階段と同様のものは余り見られなかったなど、隣接しているもの、くっついているものがあつたのではと記憶しているのですが。また、海の形状として赤崎町清水地区は太平洋から直進というよりは脇と言いますか、海岸沿いにあると思うときに、先ほど津波の強度の話をされていましたが、階段の形状によって強度がどの程度変わるのかの数字、何らかの基準もしくは根拠を持ってされているのかどうかを確認したいのと、あわせて、同様の形状のものと防潮堤に直接設置してあるものどちらを選ぶのかをどのように判断されるのか、どの程度の割合で設置しているのか、そのところだけ確認したいと思います。

○幸野河川課総括課長 階段が防潮堤と一体になっている場合、いろんな方向に力が加わることもあって、どのような力が加わるからとか、どの程度の強度だから、これがもつ、もたないではなく、防潮堤に階段がくっついていることによって、基本的に防潮堤に加わる力と違う方向の力が加わることはよくないから分離するとの考え方でございます。

ただし、防潮堤にくっついた階段もでございます。これは管理者が違う防潮堤なのかもしれないと思いますが、その階段の考え方についても震災復興を進める中で、徐々にこのやり方が望ましいだろうとのことがあって、見直しをかけたものでございまして、本件に

についても当初は防潮堤と一体としてもよかろうと発注しましたが、工期が長くなる途中で、防潮堤と分離する形が望ましいとの考えになり見直しをかけた状況でございます。

○菅野ひろのり委員 数字の根拠、基準はあるのかないのかだけお聞きしたい。

○幸野河川課総括課長 数字の根拠をもって分離しているのではなくて、どういう力が加わるかについて、想定し得えない力が加わるであろうから、分離したほうがよろしいとの考えであります。

○高橋但馬委員 この変更契約をするに当たって、業者からこの階段、擁壁についている階段の設計を変更したいと協議が上がってくると思うのですけれども、それに対して擁壁にくっついているコンクリート式の階段があって、それを独立したものにしたいと業者から言われた場合、県を納得させる理由が必要だと思うのですけれども、それがどうかかわからない力のためと書面でもやりとりしているのかどうかお知らせください。

○幸野河川課総括課長 本件の設計変更につきましては、業者からの提案ではなく、県の考えとしてこの形にすべきだとのことで、県側から協議し、業者側が受諾した流れでございます。

○高橋但馬委員 業者に対してこのように変えると言った根拠は何でしょうか。県側で設計変更することで、それを業者に言って了承されて、設計変更になったと思うのですけれども、県側から業者に対して説明をした根拠は先ほど答弁したような内容ですか。

○幸野河川課総括課長 県でこういう分離をしたほうがよかろうとしたのは、一つは県の中で基準を設けて運用を開始したためでございます。その基準については、今調べておりますので、ちょっと時間をいただければと思います。

○高橋但馬委員 後から説明いただければ。

○ハクセル美穂子委員長 後ほど執行部から説明をお願いします。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○ハクセル美穂子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま執行部から議案第18号及び議案第20号に係る津波対策の見直しについて、資料の差しかえの申し出がありましたので、これを認めることとし、事務局をして配付させますので、御了承願います。

〔資料配付〕

○ハクセル美穂子委員長 この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○幸野河川課総括課長 午前中、避難階段を防潮堤からの分離構造にした根拠等について御質問があったところですが、県では平成25年9月に岩手県海岸保全施設等設計マニュアルを策定しております。これは東日本大震災津波により沿岸各地で被災を受け、防潮堤を整備する中で、統一感を持って防潮堤を整備していこうとマニュアルを制定したも

のでございます。この中で、直立堤の避難階段は、構造的に本堤と縁を切った構造とすることが必要とのことで、マニュアル策定以降は、対応できる階段は分離構造の形で工事を実施しております。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの答弁に対して、質疑はありませんか。

○高橋但馬委員 マニュアル作成が平成25年だと、この工事契約日は平成26年でありまして、当初の契約から分離したもので設計するのが多分普通だと思うのですが、その辺はどうなっているのでしょうか。

○幸野河川課総括課長 契約については平成26年3月であります。入札の手續におよそ半年かかります。それ以前に発注するための積算をやります。その時点ではこのマニュアルが反映できなかったのが、変更で対応させていただいたところがございます。

○高橋但馬委員 それでは、積算の段階では、まだ平成25年にマニュアルが変わる前のもので設計したのですか。途中でそれを変更したとのことで、わかりました。

それで、今回の変更契約なのですが、防潮堤の構造と基礎杭打設工法ですか、陸閘の構造ですが、全部、金額が一緒になっていて、どれに幾らかかっているかわからないので、その詳細を教えてください。

○幸野河川課総括課長 資説明料の主な変更内容⑳の調査の結果、防潮堤構造及び基礎杭打設工法の変更につきましては、右側に記載している工事費の増額10億円のうち7億2,000万円余となっております。それ以外、㉑の陸閘構造の変更については3億2,000万円余となっております。

○ハクセル美穂子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、県土整備部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○伊藤技術参事兼建築住宅課総括課長 午前中、議案第14号建築士法施行条例の一部を改正する条例案に対して高橋はじめ委員から二級建築士及び木造建築士に係る指定試験機関に関する御質問をいただいたところでしたけれども、その際に国が指定する者とお答えさせていただきましたが、正しくは知事が指定する者で、具体的には公益財団法人建築技術

教育普及センターでございます。おわびして訂正させていただきたいと思っております。

○ハクセル美穂子委員長 この際、何かありませんか。

○軽石義則委員 大きく2点質問させていただきます。

1点目は令和元年台風第19号による被害、その後の対応についてでありますけれども、県管理道路の全面通行どめが41路線58カ所、うち継続5路線、これは11月29日現在の資料ですけれども、この現状、どういう原因で全面通行どめになったのか、その対応はどのようにしているのか、まず伺います。

○和村道路環境課総括課長 令和元年台風19号の関係で、現在県管理道路が5カ所通行どめになっております。そのうち4カ所につきましては、路体といたしまして道路本体そのものが流失してしまったもの、もう一つに関しましては、全体では少なく路肩の部分が流出してしまったものでございまして、5カ所が全面通行どめになっております。そのうち1カ所につきましては、できれば年内には開通したいと考えております。

○軽石義則委員 当初、全面通行止め41路線58カ所の原因等はどうかになっていないのでしょうか。

○和村道路環境課総括課長 原因として一番多かったものは冠水でございます。冠水で17カ所、その次に周辺から土砂が流れ込んで路面に土砂が堆積したものの、それが19カ所、土砂堆積が19カ所で一番多く、冠水が17カ所で2番目であります。その次が倒木、あとは路体の流出が8カ所、あと路肩の流出が3カ所などとなっております。

○軽石義則委員 まだ復旧されていない道路は、簡単にいえば通行できなかつたり、路肩が危険な状態なのですね。倒木等もあったと、それは倒木を撤去すれば開通するわけです。これまでの全国の台風災害等を見ると倒木による被害も大きく、国を初めその対策を検討されているようですけれども、倒木はいつどこであるかわからないのは当然です。管理道路沿いで、危険が察知される立ち木は事前に対応していくことも大事だとこれまでも指摘してきておりますが、それらの対応はどのようにされているのか。やっとな撤去になったようですが、山間部のみならず岩手日報の本社前の倒木などもあって、街路樹においてもこれからはそのようなことも予想されるのではないかと思います。それらについての対応はどうか。

○和村道路環境課総括課長 基本的には道路パトロールを実施いたしまして、その際に倒れそうな立ち木を発見した場合には、道路敷地内であれば道路の維持修繕業務を受託している業者に要請をお願いしておりますし、また道路敷地外であった場合には、立ち木の所有者に連絡いたしまして立ち木の伐採をお願いしております。また、倒れそうな立ち木が電線にかかっている場合などで、伐採作業に電線、電柱が支障になる場合は速やかに電線管理者に連絡いたしまして、電線管理者による伐採を行っております。その他、冬期の着雪によりまして倒木するおそれもあるので、今年も11月に、道路環境課から各公所へ、降雪期を迎える前の枝払いや倒木のおそれのある立ち木の事前伐採について依頼したところでもあります。

○**軽石義則委員** これから冬場を迎えることで積雪の重みでの倒木はこれまでも経験していますが、今年の積雪量がどの程度になるかは想像の範囲にしかありませんけれども、ただ倒れそうなどという表現だと、どれが倒れそうで、どれが倒れないのかはわからないと思うのです。となれば、強風時に倒木しそうなところから対策に入っていかないと、倒れそうな木とは何を基準に決めるのですかとなくなると思うのです。電線管理者との連携等を含めて、沿線の所有者の理解もなければならぬと思います。いざとなったときにその危険を回避する事前取り組みは当然所有者の協力も得なければならぬのは理解しますが、まずはそのことをしっかり伝えていくことと、できれば県、道路管理者と所有者が力を合わせてできるようなことは事前にやっていくべきことも必要だと思うのですが、その点はどうでしょうか。

○**和村道路環境課総括課長** 確かに目視だけでは倒れそうな木はわからないところでございます。それにつきましては、例えば風が強い日に余計に揺れている木ですとか、そういったものを目視しながら、あとはできるだけおっしゃったように所有者ですとか、電線管理者と協力しながら、余りに高くなった木については処分するなどしていきたくて考えております。

○**軽石義則委員** 台風は、どこにどのようなものが来るかもわからない。まさに災害は忘れないうちにやってくる状況になってきておりますので、事前に対応できるものについては事前にしっかりと対応すること、街路樹についても、中心部でそういう状況になった際には対応も混乱すると思いますし、災害復旧作業の遅延を招く原因はそこにあるとも言われておりますので、その対策を今後進めていただきたいと思います。この状況において、国の、電線管理者等を含めて、ただ電線を地中にしろとの方針だけでは解決できない課題がこの岩手には多いと思うのです。そういうところも地域特性をしっかりと見た上で対策をとっていくのが大事だと思っていますし、投資対効果は当然考えなければならぬと思います。限られた予算ですので、それぞれ関係する事業者との連携も図らなければならぬと思いますので、事前対策の協議をする場なども含めてこれから対応すべきだと思いますが、部長どうでしょうか。

○**八重樫県土整備部長** どういう気象状況がこれから発生して、どのような被害が起きるかは、これまでこうだったからこうなるというより、もっと想像力を膨らませて対応していかなければならぬと考えております。軽石委員から御指摘があったような事前対策が本当に重要になっているとの認識でおります。街路樹もどれが倒れるのか、一本一本ラベリングできればいいのですが、なかなか現実的には難しい。ただ先ごろ、盛岡市の管理するヤナギの木がやや倒れてきた状況を察知して処理していると報道にありました。あるいは我々の内丸公園のヒマラヤスギも観察を行ったところ、危険な状況になる可能性があることを察知しまして、いろいろな御意見も伺いながら事前の処理も行っております。そういった経験則と想像力を我々も養っていきながら、事前対応を懸命に取り組んでいきたいと考えております。

それから、電柱につきましても、国から、無電柱化を進めるとの方針の中で、新しい電柱の道路占有許可について、道路を指定して許可しないことを定めなさいとの通知もあります。ただ委員の御指摘のとおり、地域の事情がありまして、いきなり全部電柱をどけろとか、地中に埋めろというものなかなか難しゅうございますので、緊急輸送道路といったものについては電柱管理会社の事情等々も含めまして個別にいずれ協議していくことで、問題意識は共有しながら話し合う場も設けて進めさせていただきたいと考えております。

○**軽石義則委員** 広い県土でありますので、生活に関連する命の道路と言われ、市町村からの要望も多くあることは承知をしておられると思いますので、倒木等の災害が発生しないように事前対策もとっていただくようお願いしたいと思ひますし、関係者との事前調整、打ち合わせなどもぜひお願いしたいと思ひます。

次に移ります。2点目ですけれども、いよいよ冬場を迎えまして、積雪があつて、これからまさに冬本番を迎えるわけでありまして、除排雪体制は整っているのかお伺いいたします。

○**和村道路環境課総括課長** 除雪につきましては、先月末民間業者との契約を結びまして、昨年度と同様の体制をとっております。

○**軽石義則委員** 除雪はわかりましたが、排雪はどうなのですか。

○**和村道路環境課総括課長** 除排雪込みで業者と契約を結んでおります。

○**軽石義則委員** 気象状況の変化は激しくて、予測がつかないこともあると思うのですけれども、災害時に自力で避難できない方への対応で、要支援者名簿などを各市町村で準備していると一般質問で答弁いただいておりますけれども、まさにこの冬場ですね、積雪時、健全者でも大変なのですけれども、要支援者の方はさらに困難を極めていると聞いております。車椅子の方はもう外には出られないのだと、冬ごもりするしかない、冬眠に入らないとの表現までされておりますけれども、そういう要支援者の方に対して、除排雪の支援というか、対応はどのように今までされていたのでしょうか。

○**和村道路環境課総括課長** 基本的に、道路の除雪は通勤、通学前に完了することを目標に取り組んでおり、道路の除雪によって住宅前や会社の玄関前などにたまった雪は、それぞれの住居者や地域の方に除雪をお願いしている状況でございます。

○**軽石義則委員** 地域の方が行ってくればいいと思うのですけれども、地域においては高齢化で自分のところだけでさえ大変なのに、他のところまで除雪するのは厳しいとの声もあるのですけれども、それらについてはどう思っていますか。

○**和村道路環境課総括課長** 避難行動要支援者の方々につきましては、当部で名簿を持ち合わせてはおりませんので、それにつきまして市町村と課題を共有いたしまして、何ができるかを研究していきたいと考えております。

○**軽石義則委員** 市町村と連携しなければできないとのことでありますので、除排雪の体制は整っているのであれば、受託いただいている業者にはしっかりそういう情報も提供しておかなければ対応できないと思ひます。地域の中でもそういう方がここにいるのだとみ

んなが知っていればいいのですけれども、民生委員もなり手が無い地域もあると言われる状況の中で、さらにその対応となれば、より困難が出てくるのではないかと思いますけれども、研究しますだと、この冬もしかして大雪になって、外に出られなくて、うちの中で寒くて非常に危険な状態になることもあり得ると想定したら、研究ではなくて、実行に移していかなければならないと思うのですが、どうなのでしょう。

○和村道路環境課総括課長 避難行動要支援者名簿は、その公表が市町村長の判断で、限られた方にしか情報が流せないこともございますので、そういった情報をどうしていくかは市町村と相談しながら、連携して行っております。

○軽石義則委員 研究というのは雪が降る前に終わるのであればいいのですけれども、もう既にそういう時期に入っているわけです。県土整備部で全部行ってくれと言っているのではなくて、福祉の部署もあるわけですからそこを連動していくことが私は大事ではないかと思うのです。除排雪は県土整備部の仕事だとしても、市町村としっかり連携をとり、福祉の面でも対応できるようにしていかなければならないと思うのですけれども、その点はどうでしょうか。

○和村道路環境課総括課長 確かに委員がおっしゃるとおり、県土整備部でお願いしています人力では個別対応はかなり難しいと思いますので、ヒントをいただきました福祉関係と協力して、少し丁寧に対応できるようにさせていただきます。

○軽石義則委員 研究するから丁寧に対応するに変化したのは、非常に評価されるものだと思いますが、ただここで議論してできることではなくて、実際に暮らしている県民が安心してこの冬を越せるようにしていくのがトータルの仕事だと思うのです。ぜひ部長、そこら辺はしっかりと連携を図って進めていただけるとと思いますが、どうでしょうか。

○八重樫県土整備部長 委員の課題の御指摘は、従来からずっと横たわっている課題でありまして、朝の通学バスですとか、通勤の方々の車道を確認することで出勤していただいています。そうすると、除雪なので、住宅側に雪が寄って、道路側に山となる。粉雪であればいいのですが、湿った雪だと重くて、家から今度は道路に出るのが大変で、特に要配慮者とか体の弱い方とかが、除排雪作業が困難だとずっと言われておりました。委託業者が情報を得ているときは、要配慮者のお宅をオペレーターにもちゃんと把握していただいて、周辺は除雪を少し我慢してもらって、スノーブレードを上げて通り過ぎたり、後で、近所の雪をよけた頃に、もう一回通って、要配慮者の家のぎりぎりまで機械で雪をどけてあげたりしていただいております。ちょっとアナログなのですが、そういう気遣いをしながら行っていただいているつもりですが、もう少しシステムティックに、そういったことでいいのかどうか、もう少しできることがあるかどうかを、関係部局ときちんと情報共有して善処を考えていきたいと思っております。

○高橋但馬委員 昨今台風によって岩手県内も甚大な被害を受けているところでありますし、沿岸地方に行って河川も確認しましたがけれども、土砂とか流木とかの流入があってひどい状況でした。河川復旧工事をこれから行っていくと思うのですけれども、その復旧

の仕方について県の基本的な考え方をお知らせください。

○幸野河川課総括課長 河川復旧工事の方法についてでございますが、県では洪水被害の軽減を図っていくとともに、周辺に住んでいる人々が水辺に親しむとともに、景観や魚類を含みます多種多様な動植物で生育環境が保たれるよう多自然型川づくりに積極的に取り組んでいるところでございます。具体的には川本来の働きを生かしながら、瀬であったり淵であったり、あとは岸辺の植生の形成を促すことであったり、河畔林を現存する良好な環境をそのまま残すこととしながら、景観についても配慮する取り組みをしているところでございます。

○高橋但馬委員 多自然型川づくりとか景観にも気を遣っていただけるとのことでありました。令和元年台風第15号、第19号に関する全国漁業協同組合連合会青年部の陳情活動がありまして、これは岩手に限ったことではないわけですが、陳情内容に、河川氾濫の被害が大きく、今後復旧工事が行われていくと予想されるが、観光業で海外から見たときの日本のイメージがとても重要とされており、日本の原風景等を阻害しないような配慮を強くお願いしたいとありまして、令和元年度の国土交通省関係予備費使用の概要が11月8日に出て、岩手県の河川は含まれていない部分ではありますけれども、このような要望を踏まえてどのように対応するかお知らせください。

○幸野河川課総括課長 先ほども申し上げたとおり、県としては多自然型川づくりを基本として進めているところでございますので、まずはその御要望に沿った形で行っていると認識しております。

災害復旧においても、例えばコンクリート製品ではありますが、環境保全型ブロックを利用して、少しでも景観に配慮した形にすることはもう標準となっております。それ以外にも、護岸のブロックは明度を下げて余り目立たない色にするとか、護岸前面にはできるだけ寄せ石をすとかといったことを通しまして、景観や環境への配慮をこれまでも行っておりますが、今後ともその考え方で取り組んでまいりたいと思っております。

○高橋但馬委員 私も河川工事を担当したことがありまして、環境保全型ブロックを設置したこともありますけれども、確かに見た感じも自然に溶け込むような形になっていると思いますし、波の勢いを抑える効果もあると考えておりますので、ぜひとも景観に配慮した工事ができるように進めていただきたいと思います。観光事業者は、台風被害のキャンセルがこの前も出て、県内で被害額が2億円を超えたとの話もありますし、さらに復旧した後に、現状が今までと違う状況で客が入ってこないとか、客がショックを受けることは非常に厳しい状況になると考えております。県発注の工事ではないかもしれないですけども、環境保全型ブロックではなくコンクリートの打ちっ放し工事で終わったという県内の話も聞いております。県の工事ではないかもしれないですけども、そのようなこともある中で、やはり県でしっかりと指針を示していただけると市町村でもしっかりとした対応ができると思いますので、その辺を最後に部長に御答弁をいただいて終わりたいと思います。

○**八重樫県土整備部長** 河川の災害復旧、改良工事は、それぞれ昭和50年代後半から国においては当時の河川局でコンクリートでの改良から大きく舵を切りまして、自然景観や生態系を第一に、河川法も変えております。治水、利水から、景観、環境、そういったことに対応した工事を進めましょうと、岩手県も、我々の先輩方も大きく舵を切って早いときから進めていて、全国的にも岩手県の事例は相当認知されていまして、研修に来られる各県の技術者たちもおられます。それでも丈夫な護岸をつくらなければならないので、今河川課総括課長から申し上げましたように、景観に余り違和感を与えない色彩ですとか明度、そういったコンクリート製品を使うとか、覆土をするとか、あとは植生が戻りやすいような配合の土を使うとか、そういったことでいろいろ進めさせていただいておりますけれども、水がよく当たって壊れるようなところはそれなりに頑強な構造にもしなければなりませんので、トータルとして従来の河川の持つ良好な環境が復元できるように留意しながら今後も進めていきたいと考えております。

○**工藤勝子委員** 遠野市青笹町から釜石市鶴住居町に越えていく県道があります。会派の控室にある地図を県道何号だろうと思って一生懸命見たのですけれども、余りにも字が小さくてわからないでしまったのですけれども、途中で釜石側に橋野高炉跡がありまして、世界遺産登録になっているところでもあります。そういう中において、あそこが平成28年台風第10号によって釜石市側も、こちらの遠野市側も災害に遭って、土砂崩れとかいろんなことがありました。まず、平成28年台風第10号の災害復旧工事は全て終わっているわけでしょうか。

○**菅原道路建設課総括課長** 主要地方道釜石遠野線における笛吹峠付近では、確かに平成28年台風第10号の災害が発生したところでありまして、この笛吹峠地区につきまして、復旧の御質問ですが、平成29年度に道路整備事業を取り入れております。その区間でも災害が発生しまして、復旧は遠野土木センターで並行して行っていると認識しております。

○**工藤勝子委員** 並行して進めているのですね。多分1年ぐらいかかったと思うのですけれども、災害が発生したときに大型バスとかが全面通行どめになりましたよね。一部開通になりましたけれども、大型バスが入っていけないと。遠野市からあの道路を通過して世界遺産の橋野高炉跡に行くのは最短距離なわけでありまして。

そういう中において、災害が来る前にもいろいろ拡幅工事を行っていただいておりますので、県土整備部にお問い合わせしたことがありました。災害が起きた時点で、災害復旧は原状復旧という基本があるわけですが、遠野市側は車1台しか通れないところがあるわけですので、大型バスが通れるように、災害復旧とあわせて改良工事を行っていただけませんかというお願いをしたのですけれども、県土整備部は多分無理ですとの話でした。災害は災害として復旧しなければならないので、拡幅工事は無理との話でしたが、そういう中において、まだどのくらいのキロ数が残っているのか。

それから、遠野市側もそうですけれども、釜石市側から橋野高炉跡の世界遺産を見学に行く人たちが急激に減っているとのこと。つまり、通行どめになった関係もあるでし

ようし、さらには釜石市を回って遠く行かなければならない部分もあるでしょうし、そういう部分も含めて地元の人たちからせめてあそこを大型バスも入っているようにできないでしょうかとの要望の声が上がっているのです。改良工事ならまだいいのですけれども、トンネルをあけてくれという人までいるのです、あそこに。私は無理だと言ったのです、そういうのは。そこまでいいとは言えない、釜石市に入るのにトンネルが3本も必要ですかと言ったのです。釜石道ができて、昔の仙人道路があって、さらにまた鶴住居にトンネル、これは私は無理ですと要望する人たちには話しているのですけれども、せめて改良工事はいかなものなのでしょうか。

○菅原道路建設課総括課長 委員から1車線で狭い区間がどれくらいの延長があるのかのお話がありましたが、遠野市側では約4キロメートル、そして釜石市側では約3.2キロメートル、延長にして7.2キロメートルとなっております。

先ほども申しましたが、それで本路線では橋野高炉跡の世界遺産登録以降、今は減少しているとはいえ交通量もふえましたし、笛吹峠付近は幅員が狭くて急カーブが連続していること、そして車同士のすれ違いが困難な状況で、その改善を図るために待避所の設置ですとか局部的な拡幅等を行う事業について平成29年度に着手いたしました。これまでに笛吹峠の釜石市側、遠野市側のそれぞれの区間において、測量調査や地質調査、詳細設計を実施しておりまして、今年度は遠野市側の一部区間で改良工事に入っております。引き続き国有林や工事支障物に対する手続等を行いまして、残りの区間につきましても順次工事に入ることとしております。

○工藤勝子委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。計画においては、あと何年の計画になっているのでしょうか。

○菅原道路建設課総括課長 この事業は、地域連携道路整備事業という社会資本整備総合交付金、いわゆる国費を入れて事業で行っておりまして、全体的な事業期間といたしましては、令和6年度の完了を目標に整備を進めている状況であります。

○ハクセル美穂子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。県土整備部の皆様は、退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、企業局から岩手県企業局次期長期経営方針及び中期経営計画（素案）の策定について発言を求められておりますので、これを許します。

○菅原経営総務室経営企画課長 企業局が策定を進めております次期長期経営方針及び中期経営計画の素案について御説明をいたします。お手元にお配りしております資料をごらんください。

まず1、策定の趣旨等でございますが、現在の長期経営方針及び中期経営計画が今年度末で終了するため、令和2年度から10年間の経営方針とその行動計画として、第1期4年間の中期経営計画の策定を進めているところでございます。資料に記載はございませんが、

これまでの間、局内での検討に加え外部委員5名で構成される企業局経営評価委員会から御意見をいただきながら検討を進めてきたものでございます。

次に、次期長期経営方針の概要について御説明いたします。恐れ入りますが、資料1をごらんください。次期長期経営方針の基本理念につきましては、設置条例の趣旨を基本としており、経営方針といたしましては、新たなステージに挑戦し、地域の発展に貢献し続けますを掲げ、電力システム改革や大手半導体企業の進出に伴う新たな工業用水道需要への対応などのほか、今後の経営環境の変化に柔軟に対応しながら、クリーンな電力と良質な工業用水の安定供給を行うことにより低炭素社会の形成や地域産業などの発展に貢献していこうとするものでございます。また、注視する視点といたしまして、安定供給、安定経営などの五つの視点を掲げるとともに、関連する分野に対して積極的に取り組もうとする姿勢として、プラスアルファの新たな取り組みを掲げております。

次に、長期ビジョン（取組の方向性）でございますが、電気事業では三つの柱立てとしております。（1）、運転年数100年を実現するための基礎づくりといたしまして、高経年化した施設の強靱化や大規模災害への備えのほか、ICTやドローンなど新技術の活用を図ることとしております。（2）の再生可能エネルギーの維持拡大におきましては、低炭素社会の形成に向けまして、築川発電所の建設や稲庭高原風力発電所の再開発に取り組むほか、胆沢第二発電所及び入畑発電所の再開発に向けた調査、検討を進めようとするものでございます。（3）の経営環境の変化に対応した安定経営では、電力システム改革などの経営環境の変化に対応するため、市場価格を考慮しつつ適正な売電価格の確保を図るほか、地域新電力との連携による電力の地産地消の推進や発電所の特性を踏まえた保守管理のあり方の検討に取り組むこととしております。

次に、工業用水道事業についてでございますが、こちらも三つの柱立てとしております。（1）では、良質な工業用水の安定供給に向けて、電気事業と同様に施設の強靱化や大規模災害への備えに取り組むこととしております。（2）、新たな水需要への対応といたしましては、新浄水場の建設など施設整備を着実に進めようとするものでございます。（3）では安定的な事業運営に向けて、水需要に応じた施設規模の検討など、経営の効率化に取り組むこととしております。

次に、組織力向上と地域貢献でございますが、（1）の組織力向上につきましては、少子高齢化等に伴う就労人口の減少を踏まえ、技術継承や有資格者の確保など人材の確保、育成に取り組むほか、女性の働きやすさ向上などを進めようとするものでございます。（2）、地域貢献につきましては、小売電気事業者との連携による電気料金割引や県施策への財政支援のほかいわて県民計画（2019～2028）に掲げます水素活用推進プロジェクトに参画していくこととしております。

次に、中期経営計画についてでございますが、恐れ入りますが、資料2をごらんください。中期経営計画は、令和2年度から令和5年度までの4年間で第1期として、経営方針の実現に向けて、記載のとおり各事業分野ごとに具体的な経営目標を設定し、優先的、重点的

な取り組みを計画しようとするものでございます。なお、経営目標の一部や収支計画等につきましては、当初予算との関係がございますので、現在調整中とさせていただきます。

恐れ入りますが、表の資料にお戻りください。資料の下2、今後のスケジュールについてでございますが、本日御説明いたしました素案につきましては、この後パブリック・コメントを実施する予定としております。収支計画等を含めた最終案につきましては、県議会2月定例会におきまして改めて御説明することとしております。

以上で次期長期経営方針及び中期経営計画の策定についての説明を終わります。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの報告に対して、何かありませんか。

○**軽石義則委員** 電気事業の関係で、(3)、経営環境の変化に対応した安定供給のところ、①イ、地域新電力との連携による県内供給など電力の地産地消の視点に立つとありますが、具体的にイメージできるものがあればお示し願いたいと思います。

○**菅原経営総務室経営企画課長** 小売電気事業者等との連携でございますが、電気料金の割引や非化石価値などの環境負荷価値の提供の検討などを想定しているほか、収入の一般会計への繰り出しによる災害復興やふるさと振興の取り組みなどの推進を想定しております。

○**菅原次長兼経営総務室長** 地域新電力との連携でございますけれども、県内でも新たに地域新電力の会社が設立をされておまして、これらの会社は、地域で生産された電気を活用して地産地消に取り組むような活動をしている企業でございますので、当企業局といたしましてもこれまでの一般の電気事業者、小売事業者に加えまして、地域新電力との連携で新たに地域枠を設けまして、来年度以降の売電契約につきまして、久慈地域エネルギー株式会社を契約の相手方として選定をしたところでございます。

これまで東北電力株式会社とも契約をしておりましたけれども、新たに地域新電力も契約の相手方に加えまして、より地産地消の推進に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

○**高橋はじめ委員** 中期経営計画が4年間なのですが、長期経営計画は10年のスパンです。県のいわて県民計画(2019~2028)だと4年、4年、2年のアクションプランでよろしいですね。それを考えたら、私は5年、5年の前期、後期でもよかったのではないかと思います。なぜ4年、3年、3年にしたのかが質問の第1点です。

それから、二つ目は、電力事業で、風力発電は主に県北と、北上山系なのですが、県南も含めてもう少し奥羽山系もあってもいいのではないかとの思いがしているのですけれども。それから、今後中山間地域で、新しい農業の担い手で耕作を継続することが不可能な地域がふえてくる気がするのです。そういう耕作不適地でもないのですけれども、ややそれに近いところは、例えば太陽光発電とか、新たな取り組みをしてもいいのではないかと考えているのですが、その辺は議論されておるのかお尋ねします。

○**菅原経営総務室経営企画課長** まず、経営計画の年数についてでございますが、現行の

第5次中期経営計画が4年の計画になっております。現行の長期経営方針につきましても、三つの段階に区切りまして、中期経営計画を策定したところでございます。今回の次期長期経営方針におきましてもこの10年間の間で三つの段階に区切って、中期経営計画を整備していこうと考えているところでございます。

○藤澤企業局長 ただいまの説明に補足をさせていただきますが、第1期中期経営計画でございますが、具体的に発電をする発電所名ですとか、あるいは再開発をする発電所とか、結構細かく記載させていただいておりますので、やはり5年、5年のスパンですと、5年後のことまで見通すのがなかなか厳しいところもあり、ここは期間を区切って、より具体的な実践的な計画で進めていこうと、この三つの区分にさせていただいているものです。

○駿河業務課電気課長 風力発電の北上山系地域での開発についてでございますけれども、企業局ではこれまで県内18カ所での風況観測を行ってまいりました。北上山系もございまずし、県南地域でも行ってまいりましたけれども、自然環境との調和といたしましうか、猛禽類との関係などもございまして、県南地域ではなかなか開発が難しいところもございました。また北上山系は、風がちょっと弱いところもございましたし、あと山間部のため、アクセス道路の関係で、機材が運べないとか、難しいとのことでなかなか開発が困難な状況でございます。

また、中山間地域での太陽光も含めた全面的な電力開発についてでございますけれども、現在北東北3県は、送電線に空き容量がないとのことで、なかなか開発が難しい状況でございます。適地につきましても、これまでも調査、試行を進めてきていますので、環境の変化といたしましうか、空き容量の状況を見ながら経済性や、自然環境との調和も考えながら、開発について検討してまいりたいと考えております。

○高橋はじめ委員 わかりました。それと県は海洋での電力開発をプロジェクトとして持っているのですけれども、そのことと企業局とのかかわり合いはいかがですか。

○駿河業務課電気課長 洋上風力発電の関係かと思えますけれども、これまで企業局独自で調査は行ってはおりません。ただ沿岸地域、久慈地域での風況観測を行った経緯はございます。県の施策として洋上風力発電があるかと思えますけれども、企業局で現在での状況で事業化といたしましうか、それについては検討が進んでいない、適地なども探していない状況で、現在、適地は見つかっていないところです。

○高橋はじめ委員 それで、洋上の調査研究をやっているとのことだけれども、それが形として出てきて、将来的に有力だと、事業化できそうとなれば、企業局の管轄になるわけですね。

○藤澤企業局長 県北の種市地区では洋野町と民間企業が提携して、そういった研究を進めている事例も聞いております。洋上風力が適切だとなりますと、今度は次にどういった形態で、どういった事業者が参入するかの課題になると思えますけれども、民間事業者が事業に参入するのが望ましいのか、あるいは公営企業として参入するほうが望ましいのかは、それぞれの状況に応じて、今後検討してまいらなければならないと考えております。

○菅野ひろのり委員 済みません、簡潔にですが、組織力向上と地域貢献の中の(2)、地域貢献の充実の③に水素利活用推進プロジェクトであります。この項目はいわて県民計画(2019～2028)の中でも非常に重要度が高くなっているわけですが、こういった具体的な検討をしているのか、あわせて財政支援も明記されているわけですが、具体策があればお知らせいただきたいと思います。

○菅原経営総務室経営企画課長 水素利活用推進プロジェクトの関係でございますが、企業局では再生可能エネルギー由来の水素は、多様なエネルギー源の一つとして非常に期待されていると認識をしております。いわて県民計画(2019～2028)におきましても、新しい時代を切り拓くプロジェクトとして水素利活用推進プロジェクトを掲げているところでございまして、低炭素で持続可能な社会というようなものを目指そうとしているところでございます。

企業局といたしましては、これまでも環境生活部と連携をいたしまして、水素利活用により再生可能エネルギー推進事業への財政支援を行ってきているほか、水素利活用推進プロジェクトワーキンググループや岩手県水素ステーション等研究会への参加を通じまして、水素利活用の検討に取り組んできたところでございます。引き続き検討会等への参加のほか、プロジェクトの進捗状況を踏まえまして、財政的支援についても取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○菅野ひろのり委員 そうすると、この検討への参加というのは、あくまでもさっき言ったワーキンググループの中に入って一緒になって意見を出し合っていくとの位置づけでよろしいですか。

○菅原経営総務室経営企画課長 委員のおっしゃったとおりでございます。いろいろな検討会議等へ出席をさせていただいて、いろいろなお話に参加をさせていただいているほか、そういった推進施策に対しての財政的な支援もあわせて行わせていただいているところでございます。

○菅野ひろのり委員 水素利活用推進プロジェクトは環境生活部で中心的に行っているわけですが、ビジョンとかプロジェクトを策定する中で、まだまだ岩手で水素利活用がどう進んでいくのか、具体的なところが目に見えてきていないのが実感であります。

本県はトヨタ自動車東日本株式会社の拡張があつて、また、水素利活用に関しては宮崎県が進めていて、北東北はまだまだ発展していない中で、県北での水素エネルギーの利活用、例えばFCV(燃料電池自動車)の水素基地を広げていくことによりゲートウエーになるのではないかと考えており、企業局としても環境生活部と連携して、さらに力を入れていかなければいけないと思っております。具体的に検討会での意見を出し合うのみにとどまっていけないのか、企業局としてさらに踏み込んで、逆に北上川バレー構想等を推進している中で活動を強めていかなければいけないのではないかとと思いますが、どのように考えていますでしょうか。

○菅原次長兼経営総務室長 水素利活用推進プロジェクトにつきましては、この中で五つ

の方針の中のプラスアルファの新たな取り組みのところに加えておりますけれども、これは電気事業あるいは工業用水道事業に関連する新たな分野であり、新しい課題が出てきたときに、企業局としても積極的に取り組んでいこうというような姿勢をあらわしたものでございます。これまでも水素利活用推進プロジェクトにつきましては、この間課長が答弁申し上げましたように、検討会議に参画をするとともに関連する事業、知事部局の環境生活部の事業に財政支援をしておりますけれども、そのほか企業局といたしましては知事部局が実施をいたします復興の推進、あるいはふるさと振興の推進の取り組みに対して支援をしてきているところでございます。引き続き財政支援を行うこともありますけれども、今後検討する中で具体的な取り組みも出てくると思いますので、その中で企業局としてどう関与をしていけばいいのかをあわせて積極的に考えていきたいと思っております。

○ハクセル美穂子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 なければ、これをもって企業局からの報告を終わります。企業局の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回1月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、一般県道大ケ生徳田線徳田橋の整備状況についてといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

追って継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の県内・東北ブロック調査につきましては、さきの委員会において決定いただきましたとおり、12月19日に日帰りの日程で実施いたしますので、御参加願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。